

別表第二十二 人事院規則一八一〇の一部改正に関する表(第一条第二十二号関係)

改 正 後	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十三 (略)</p>
改 正 前	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 (略)</p>

別表第二十三 人事院規則二二一〇の一部改正に関する表(第一条第二十三号関係)

改 正 後	<p>(交流派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十三 (略)</p>
改 正 前	<p>(交流派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 (略)</p>

別表第二十四 人事院規則二四一〇の一部改正に関する表(第一条第二十四号関係)

改 正 後	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十一 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>(第十一条派遣職員の給与)</p> <p>第十三条 第十一条派遣検察官等のうち検察官以外の者(以下この条から第十五条までにおいて「第十一条派遣職員」という。)には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等(以下この条において「派遣先報酬等」という。)の年額が、第十一条派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。)に満たない場合であつて、法科大学院において特定の専門的な分野に関する教育を行う教授等の確保が困難であるとき、地理的条件等により法科大学院の所在する地域において教授等の確保が困難であるとき等において、法科大学院の要請に応じて安定的かつ継続的な派遣が行われること及び法科大学院において法科大学院派遣法第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。</p>
改 正 前	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>(第十一条派遣職員の給与)</p> <p>第十三条 第十一条派遣検察官等のうち検察官以外の者(以下この条から第十五条までにおいて「第十一条派遣職員」という。)には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等(以下この条において「派遣先報酬等」という。)の年額が、第十一条派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(給与法第八条第六項の規定により標準号俸数を昇給するものとして算定した額とする。以下この条において「派遣前給与の年額」という。)に満たない場合であつて、法科大学院において特定の専門的な分野に関する教育を行う教授等の確保が困難であるとき、地理的条件等により法科大学院の所在する地域において教授等の確保が困難であるとき等において、法科大学院の要請に応じて安定的かつ継続的な派遣が行われること及び法科大学院において法科大学院派遣法第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。</p>